

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
1	全般	全般	制度所管省庁	第三の3（2）	（本人意向の転籍制限期間2年とする分野の方針の文末に加筆） 但し、本人の意向による転籍を認めることとした趣旨に鑑みて、法令違反や割増賃金の未払、虐待事案の発生件数、これらの件数の他の在留資格や他の業務区分との比較などについてフォローアップを継続する。	技能実習制度と特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書は、「外国人の人権保護の観点から、一定の要件の下で本人の意向による転籍を認めるとともに監理団体・登録支援機関・受入れ機関の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じる」としており、本人意向の転籍を認める趣旨は、外国人の人権保護の観点があることを明示している。したがって、法令違反や割増賃金の未払、虐待事案の発生件数などの人権が侵害された事例が他の在留資格や他の業務区分に比較して多発していないか、ということなどを継続的にフォローアップして、転籍制限期間2年としたことによる人権への影響を注視し続けるべき。制度所管省庁は、制度適正化のために「監理支援機関の要件の厳格化や育成就労外国人が送出機関に支払う費用の上限設定などの対応はあくまで例示」としているが、そうであれば、人権という観点からの制度適正化のために本人意向の転籍制限期間について注視すべきであることは明らかであり、分野別運用方針にもこれを明記すべき。	市川委員
2	全般	全般	制度所管省庁	第一の4（3）	（業所管省庁は）分野別協議会や外国人受入事業実施法人と連携し、本制度の趣旨や地方における優良事例等の情報を全国的に周知すること、外国人受入事業者が自治体や官民の外国人支援団体と連携しながら共生のための施策の実現に協力することを推進して、地方の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受入れられるよう図っていく。	「有識者会議の主な御意見及び対応（案）」にもまとめられた北海道知事の意見である「外国人の受入れと共生社会の取組について」は、重要な視点と考える。政府だけではなく、外国人受入事業者も、国や自治体、官民の外国人支援団体と連携して共生社会の実現に寄与すべきであり、そのような視点を分野別協議会において共有し、実践例等を紹介しながら取組を推進していくことが必要と考える。	市川委員
3	工業製品製造業	全般	経済産業省 （製造産業局総務課）	第三の3（2）	転籍制限期間を2年とする。	法令違反の状況を転籍制限期間の設定の考慮材料としないということについては、今回の制度改革の趣旨に沿わないものであり、反対。「法令違反の課題は制度全体として適正化を図る」というときに、転籍制限期間を短くすることが適正化に向けた重要な要素であることは過去の有識者会議報告書等からも明らかである。この視点を考慮せずに人材確保の要請のみを考慮すれば、転籍制限期間2年が恒常化、固定化されるおそれがある。縫製の業務区分を含む工業製品製造業分野では、技能実習での人権侵害や法違反の発生状況等の事情を考慮し、また、縫製の業務区分については安全衛生教育等について同一事業所での養成に2年を要するとは考えにくいことを考慮すると、転籍制限期間は1年とするべき。	市川委員
4	飲食品製造業	全般	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部食品製造課）	第三の3（2）	転籍制限期間を2年とする。	H A C C Pシステムに基づく管理作業の習得について、2年間のカリキュラムが必要であること、またそれを転籍先の事業所ではなく同一の事業者の下でなければ習得できない理由が明らかではなく、水産加工の業務区分の切り分けを行うことにより大都市圏への転籍が考えにくい中で、さらに2年間の転籍制限期間を設けることは、過度に職業選択の自由を制約することとなる。	市川委員
5	外食業	外食業	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課）	第三の3（2）	転籍制限期間を2年とする。	資料1-2のうち1号特定技能外国人の転職先分野①②によれば、外食業は他分野からの転職者受け入れ数が他分野への転職者数よりも多く、そのような受入形態も可能であるとすれば、2年間、継続して同一受入れ機関で働かなければ身につかない分野とは言えないのではないか。また、資料1-2のうち転職先地域②によれば、その他地域から大都市圏への転職が多いとは言えず、激変緩和措置の必要性も乏しい。	市川委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
6	全般	全般	制度所管省庁 厚生労働省 （社会・援護局福祉基盤課） 経済産業省 （製造産業局総務課） 国土交通省 （不動産・建設経済局国際市場課、海事局船舶産業課、物流・自動車局自動車整備課） 農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部食品製造課、外食・食文化課） 環境省 （環境再生・資源循環局資源循環課）	—	—	第10回有識者会議での有識者会議構成員からの意見・質問及び回答一覧の項番25で、転籍制限期間を2年とした分野において、必要な知識、技能習得のために2年間が必要という点について、今後どのように1年間で習得できる体制に持っていくのかという委員からの問いに対して、各分野の回答の多くは、施行後の状況を注視しながら、業界や企業とすりあわせをしながら検討していくという趣旨の抽象的な記載のみで、具体性に欠ける。また、そもそもどのような知識、技能について2年間、同一事業所で育成しなければならない必要があると認識し、それをどのようなカリキュラム、時間数で養成するのかという点について十分検討されているのか、疑問を持たざるを得ない。どのような知識、技能について、その習得を1年間で行うために工夫をしていくのか、より具体的な検討、回答をいただきたい。	市川委員
7	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料3-2受入れ見込数の算出方法に関して、特定技能の令和6年4月から5年間の受入れ見込数が記載されているが、現時点で、分野ごとに受け入れている人数はどの程度か、また、令和元年に開始した特定技能1号で受け入れた者のうち5年の期間を満了した者が、帰国、特定技能2号への在留資格変更、他の在留資格変更等のどのような選択肢を選んでいるかについても、有意なデータがあれば御教示いただきたい。	市川委員
8	全般	全般	制度所管省庁	—	—	分野別運用方針に直接かかわるものではないが、外国人育成就労機構の発足に当たって、同機構の職員は、育成就労外国人からの相談なども受けて育成就労実施者を指導、監督を行うこととなるが、その際には、労働関係法令に精通した上で、適切な指導を行う必要がある。この点、関係省庁等からの出向、転籍等による職員については、労働関係法令に関する知識が不十分である可能性があり、十分な職員研修のプログラム、時間をかけて養成を行うことが必要と考える。そこで、現在の技能実習機構の職員の養成状況を教えていただきたい。また、外国人育成就労機構は、育成就労計画が適正に行われているかなどを現地検査などで監督を行うこととされているが、現在の外国人技能実習機構での現地検査は、年間、どの程度の件数、どの程度の技能実習実施者について、どのような方法で行われているか、御教示いただきたい。	市川委員
9	全般	全般	制度所管省庁	—	—	分野別運用方針に直接かかわるものではないが、2025年4月1日以降、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の手数料は4,000円から6,000円（オンライン申請は5,500円）になるなどの手数料額の増額が行われているが、さらに、政府の経済財政運営と改革の基本方針2025は「主要国の水準等を考慮して、査証や入国在留関係手数料の設定・見直しを検討する。」としている。「主要国の水準等」がどの程度のもを想定しているかは不明であるが、これら手数料が更に飛躍的に増額されるとすれば、日本人と同様に課されている租税、社会保険等とは別に在留に関する費用を国が徴収することとなり、このような負担が外国人労働者をして日本を職場として選択することを躊躇させ、また、日本にいる外国人労働者の生活の困窮を招来する一因となりかねず、今回の制度改正の円滑な実施の障壁にもなってしまう。慎重で丁寧な議論が必要と考える。	市川委員
10	全般	全般	制度所管省庁	—	—	分野別運用方針に直接かかわるものではないが、政府の経済財政運営と改革の基本方針2025は「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用」の検討を行うこととしている。税や社会保険料の未納付は、外国人労働者自身に起因する不払だけでなく、源泉徴収したものを事業者が支払わないことに起因することもある。後者の場合には、未納付の事実を外国人労働者に不利益に取り扱わないようにされたい。	市川委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
11	自動車運送業	全般	制度所管省庁	第二の2(4)	—	<p>(4) 在留資格「特定活動」による入国・在留</p> <p>※「トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年」の【特定活動】在留期間について 外国免許証を日本免許証に切り替える「外免切替」には、「運転免許試験場の予約」「必要書類の準備」「運転適性試験」「学科試験」「技能試験」等の手続きが必要だが、地方では特に試験場の受け入れ枠が少なく、数カ月先しか予約が取れない時期もあると聞いている。また10/1の道路交通法の改正により、特に学科試験が大きく難化し、複数回の受験が必要となり、更なる混雑も懸念。</p> <p>自動車運送業の特定技能での受入れ開始時から、状況は大きく変わっていることから、これまで通りの6カ月の特定活動期間が適当なのか、実態を確認いただきたい。その上で、適当な期間の検討を行うまでの間、必要に応じて、不合格者に対して一定期間延長を認めるなど柔軟な措置を検討できないか。</p>	清田委員
12	飲食品製造業	水産加工業	水産庁 (漁政部加工流通課)	—	—	<p>※資料3-1「有識者会議の主な御意見と対応(案)」の【委員の御意見】への反映を希望</p> <p>P7【飲食品製造分野】水産加工区分の切り分けについて</p> <p>飲食品製造業分野の水産加工区分の切り分けは、技能・技術の継承につながるという声がある一方、水産加工での外国人材確保が厳しさを増す中で、さらに人材確保が困難になるとの懸念の声も聞く。人材が確保できなければ、企業や地域の魅力を伝え、定着に向けた努力すら行えない。</p> <p>切り分ける以上は、業界の自助努力を前提としつつも、所管省庁が主体となり、送出国に対して、日本の水産加工業の魅力の発信を強化することが必要。</p>	清田委員
13	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>※資料3-1「有識者会議の主な御意見と対応(案)」の【委員の御意見】への反映を希望</p> <p>P2【本人意向による転籍制限に係る待遇向上策について】</p> <p>1年を超える転籍制限期間を設定した場合に待遇向上策として講じる昇給率の設定については、中小企業や小規模事業者を含む賃上げの実態や分野別の実情を踏まえて、各分野所管省庁が基準を設定すべき。</p>	清田委員
14	航空	全般	制度所管省庁	—	—	<p><資料1-3></p> <p>在籍型出向の要件については、他の分野に拡大していかない限定的な取扱いを前提として今回の資料案のとおりで了承したい。</p>	佐久間委員
15	鉄道	全般	制度所管省庁	—	—	<p><資料1-3></p> <p>在籍型出向の要件については、他の分野に拡大していかない限定的な取扱いを前提として今回の資料案のとおりで了承したい。</p>	佐久間委員
16	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p><資料1-4></p> <p>アンケート調査の聴き方（設問）を知りたい。何回も事業者、自治体の調査結果を提出されるのであれば、本有識者会議で一度調査票の設計を検討し、その検討をもとに再度実施していただきたい。相変わらず、事業者や自治体の意見ばかりであり、地域住民に対する意見が全く示されていない。今回のバス・タクシーの日本語要件の緩和に対する懸念は、地域住民の安全・安心を願ってのものであるにも関わらず、地域住民の意思が明確ではない。各地域住民、利用者のアンケートは、最低サンプル数100以上徴収することを義務としていただきたい。</p>	佐久間委員
17	自動車運送業	タクシー運転者	国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p><資料1-4></p> <p>アンケート調査の聴き方（設問）を知りたい。何回も事業者、自治体の調査結果を提出されるのであれば、本有識者会議で一度調査票の設計を検討し、その検討をもとに再度実施していただきたい。相変わらず、事業者や自治体の意見ばかりであり、地域住民に対する意見が全く示されていない。今回のバス・タクシーの日本語要件の緩和に対する懸念は、地域住民の安全・安心を願ってのものであるにも関わらず、地域住民の意思が明確ではない。各地域住民、利用者のアンケートは、最低サンプル数100以上徴収することを義務としていただきたい。</p>	佐久間委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
18	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p><資料2></p> <p>専門家会議の委員も務めているが、各回で実技試験はC B Tによる判断等試験ではなく、身体を使ったいわゆる実技試験を実施していただくよう依頼したものの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験を実施するにあたって人員が揃えられない ・ 場所・準備に時間がかかる ・ コストが掛かる <p>等の理由で、「できない」としている省庁が多い。</p> <p>また、育成就労から特定技能への移行において、技能検定3級又は育成就労評価試験専門級を合格した者と、海外での試験だからという理由で実技試験がC B T試験である特定技能1号評価試験を合格した者では、技能評価の方法・技能レベルに差があることから、C B T試験で測るのはあまりにも安易すぎると訴えてきたところである。しかし、特定技能への移行の要件である技能の要件としては、「育成就労評価試験又は特定技能1号評価試験の合格」となっており、「又は」とすることで、特定技能1号評価試験のC B T試験での実施が可能であるとの説明を受けてきた。</p> <p>技能検定3級又は専門級を合格しなくても、C B T試験での特定技能1号評価試験での合格でよいとするのは簡易すぎると訴えてきたが、事務局及び業所管省庁からの反対が多く、取れ入れられなかった。当初事務局から案があった育成就労1年経過時までに受験する「初級6割で実技試験合格」ではあまりにも低レベルであることから、やむを得ず、「せめて8割」を提案し、事務局より業所管省庁に確認を取り8割という水準となった。</p> <p>各分野の初級、とりわけ育成就労の3年目試験において特定技能1号評価試験を実施する分野においては、安易な、点数を取らせるような問題は改善していただき、学科試験に属するようなレベルの「判断等試験」においては、実技試験とは言えないため、しっかりと特定技能外国人の技能水準である「特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準」を確認できるよう、写真、ビデオ等を用いて質を高くし、考えさせる問題に改訂していただくとともに、計画立案等作業試験においては、現場におけるリアルな課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるものとしていただきたい。</p>	佐久間委員
19	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p><資料3-2></p> <p>今回の有識者会議が特定技能制度において、有識者の意見を聴く場として制度化された。そのため、令和6年に行政が一方向的に発表した令和6年度から令和10年度までの現在の受入れ見込数については、令和10年度末を基準時点とし、分野ごとに算出した数値が本当に必要なものか再度見直す必要がある。</p> <p>F-C-(D+E)の計算式そのものには疑義はないものの、省力化投資による生産性向上の努力や女性・高齢者等の活用をしても、市場規模が成長していくと人手が足りないから外国人を入れる・頼るということではなく、現在の日本人と外国人で成長を遂げていく方向性を見出すことが必要である。そのため、現在の上限数を超えない範囲で、各分野において両制度の受入れ数の上限を設定すべきと考えます。</p> <p>各分野の令和6年までの技能実習生、特定技能外国人の受入れ数、令和10年の市場規模成長率と技能実習、育成就労、特定技能、その他就労可能な在留資格の受入れ見込数・伸び率を出していただきたい。</p>	佐久間委員
20	漁業	全般	水産庁 (企画課)	—	—	<p><分野別運用方針について(案)></p> <p>漁業分野の試験名称について、他分野と統一的な名称にしていきたい。</p>	佐久間委員
21	飲食品製造業	全般	農林水産省 (大臣官房新事業・食品産業部食品製造課)	—	—	<p><分野別運用方針について(案)></p> <p>障害者雇用の視点を入れていただいたことに感謝申し上げます。</p>	佐久間委員
22	全般	全般	制度所管省庁	資料3-1 ③P8	<p>特定技能制度及び育成就労制度を始めとした外国人の受入れの議論のみが先行しており、外国人の受入れに関する全体議論が進んでいない。政府は、外国人の受入れ全体の方針を示した上で、一 国→地方→民間の役割分担を明確にし、共生社会の実現に向けた 施策を進めていくべき外国人の受入れ・共生に関する全体議論を 早急に進めていくべき。</p>	<p>今年2月に提言した意見のみが掲載されているが、直近の第8回及び第9回の意見を踏まえ、掲載いただきたい。</p>	鈴木委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
23	飲食料品製造業	飲食料品製造業	農林水産省 (大臣官房新事業・食品産業部食品製造課)	—	—	<p>【机上配付資料①項番19 飲食料品製造業の安全衛生にかかる上乗せ基準について】</p> <p>○これまでの指摘を踏まえ、今後の取組の強化や、「更なる上乗せ基準を設定することは考えていないが、今後の労働災害の発生状況等を踏まえ、分野全体の取組を制度所管省庁とも検討」と回答いただいたが、飲食料品製造業分野の労災度数率や死傷災害が多いことを踏まえると、労働災害につながるリスクを正しく認識し、リスク低減に向けた仕組みの導入が不可欠である。そうした仕組みを行っている企業に限定する上乗せ基準を設けることが適当ではないか。なお、宿泊分野においては机上配布資料①項番18で「協議会に加入する際の要件として、各宿泊事業者における労災発生の未然防止に向けた仕組みの構築を検討」することとしており、飲食料品製造業においても同様に、協議会で確認していく仕組みを構築してはどうか。</p>	富高委員
24	農業	全般	農林水産省 (経営局就農・女性課)	—	—	<p>【机上配付資料①項番20 農業の上乗せ基準について】</p> <p>○「分野別運用要領別冊の趣旨も踏まえ、過重な長時間労働とならないような適切な労働時間の管理も必要であることから、それぞれの受入れ機関においてこれらのバランスをとっていただくことが重要」と回答いただいた。また、「一定の専門性・技能を有した即戦力（日本語能力要件もA2）として位置づけられており、転籍の制約もないことから、適用除外」、「現状の労働時間や給与水準に対する不満は少ない」と回答いただいた。しかし、資料1-2の転職状況を見ると、農業分野は他分野への転職が多い実態であり、そういった現状を踏まえると、労働安全衛生対策や処遇、就業環境の向上など、農業分野の魅力を高めることが不可欠と考える。特定技能外国人に働き続けてもらうためにも、育成就労制度と同じく特定技能制度においても労働基準法準拠を上乗せ基準とし、適正な処遇・労働環境を整えていくことが必要ではないか。</p>	富高委員
25	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料1-3 在籍型出向について】</p> <p>○在籍型出向は、責任の所在が曖昧になり、外国人労働者保護に欠けることが懸念されることから、適正な運用が不可欠である。今回、在留審査の際に出向協定を確認することや、運用状況を的確に把握し、不正行為等が確認された場合は厳正な処分を行うこととされた。制度所管省庁及び業所管省庁には、定期的な実地検査による確認も含め、これらの運用を厳格に行うようお願いしたい。</p> <p>○P31、懸念払拭要件1. 「※在籍型出向の出向先は2社までとする」とあるが、「1年につき通算4月以内」の出向期間において2社まで、ということが分かるように追記が必要ではないか。</p> <p>○要件に適しているかを、入管庁が在留審査の際に確認すると伺っている。その旨が分かるように明記してはどうか。</p>	富高委員
26	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p>【資料1-4 及び机上配付資料②108番 バスタクシー】</p> <p>① (108-①) 今後の国内人材確保の取組について、「記載している国内人材確保への取組については、引き続き実施いたします。」と回答いただいたが、ほとんどの自治体から「賃上げが担い手確保に有効」と回答されている中、運賃改定など現状の取組を確実に進めるだけでなく、新たな国内人材確保に資する取組が必要ではないか。</p> <p>② (108-②) 働きやすい職場認証制度の「二つ星以上の取得」を要件とすると「受入れ対象事業者が現行の約37%に減少する」とあるが、現在二つ星を取得できていない企業であっても、N4で受け入れたいのであれば、職場環境を改善し二つ星を取得すればよいのではないかと。十分に国内人材確保に取り組んでいることを担保することや、労働環境改善による外国人労働者の日本語学習時間の確保のためにも、N4で受け入れる場合は、「二つ星取得」や認証制度を参考とした上乗せ基準を設けるべきではないか。</p> <p>③ (108-④) N3取得について、「特定技能1号を取得してから3年以内の試験を目指して学習を進める」と回答いただいたが、N3取得に必要な勉強時間は150～220時間程度であり、企業において勤務日に1日30分～1時間の勉強時間を確保すれば、1年程度で取得が見込める。生産性向上などのためにも早期のN3取得が求められることから、作成する「日本語学習プラン」においては、企業の積極的な支援・対応を求める観点からも、「1年以内」の取得を目指すべきではないか。</p> <p>④ (108-⑤、⑦、⑧、⑩) 研修の習熟度を測るための業界団体によるヒアリング内容や、日本語サポーターの質の担保、研修などについて、「検討」と回答いただいたが、その検討結果については、次年度以降の本有識者会議において報告いただいた上で、議論・改善していくことが必要である。</p> <p>⑤ (108-⑨) 離島半島のN3取得について、「在留手続上のディスインセンティブも想定される」とあるが、具体的にどういったディスインセンティブが想定されるのか確認したい。</p>	富高委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
27	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料2 専門家会議における検討結果について】</p> <p>○今回、分野（ビルクリーニング、リネンサプライ、宿泊など）によっては、従来の技能実習制度の3年目試験では製作等作業試験を行っていたものの、育成就労制度では3年目試験に特定技能1号評価試験を用いることで製作等作業試験を行わなくなる。計画立案等作業試験においては、単純な計算問題ではなく、製作等作業試験で確認していた事項を十分に確認ができるような実際の工程に即した試験問題としていただきたい。</p> <p>○労働安全衛生に関する試験問題については、実際に外国人労働者の労働災害の低減に資するような試験問題が求められる。試験問題作成委員に労働安全衛生コンサルタントを選任し、現場や業務の実態に則した効果的な試験問題を検討いただきたい。</p> <p>○今回の対応方針により、既存分野も含め、全ての分野で試験問題等の相応の変更が行われるものと認識している。変更後の試験内容全体について、全分野、専門家会議で改めて丁寧に確認・議論をいただくようお願いしたい。</p>	富高委員
28	全般	全般	制度所管省庁 観光庁 （参事官（旅行振興）） 農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課）	—	—	<p>【資料3-2 受入れ見込数の算出方法】</p> <p>○P.66「A、D及びEは、業務区分等の追加のない既存分野では、令和6年3月の受入れ見込数設定時に算出しており、基本的にはその数値となる」ことについて、国内人材確保や生産性向上の取組は、各分野不断の見直しや努力を行っていただいていることを踏まえれば、令和10年度に見直す際は、既存分野も踏まえて精査が必要である。</p> <p>○宿泊分野においては、「技術・人文知識・国際業務（技人国）」の在留資格で外国人労働者を受け入れていることや、レストランサービス人材を「特定技能・外食業分野」で受け入れていることもある。このような、他の在留資格や分野が重なりあっている分野について、算出方法においてどのように考慮するのか。</p>	富高委員
29	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料3-1② 分野別運用方針について（案）】</p> <p>○前回、「女性、高齢者、就職困難者等の就業促進」、「処遇改善」、「安全衛生対策」の3点について、取り組みおよびデータを含めた成果の記載を求めた。しかし分野によって記載の分量・内容にばらつきがある。例えば、P.57造船・船用工業は丁寧に各項目の取組及び対応するデータが記載されているのに対し、P.19リネンサプライやP.26工業製品製造業など多くの分野では具体的な記載がない。造船・船用工業分野を参考に各分野記載すべきである。</p> <p>○P.78「育成就労外国人のみの賃上げ率も考慮する。」と記載いただいたことについて、本来は、育成就労実施者の賃上げ率や育成就労外国人のみの賃上げ率など各データを踏まえ、より高い賃上げ率を基準とすることを意図したのだが、記載だけ見ると、考慮した結果、より低い値に寄せた基準になってしまう懸念もある。「資料3-1③P.2下段」で記載いただいた通り、より高い昇給率にするために考慮されるよう、協議会や業所管省庁に働きかけるようお願いしたい。</p>	富高委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
30	全般	全般	制度所管省庁	第一.4.(2).ア例)P.4	厚生労働省は、介護分野における特定技能外国人及び育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。 <u>なお、特に行方不明においては、その原因を確認するとともに、その原因が、低位な処遇や劣悪な就労環境、資格外活動を助めていることなどの場合は、事業者を受け入れ停止措置も含めた厳しい措置を講じる。</u>	【資料3-1② 治安への影響】 「犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行う」とあるが、特に「行方不明」においては、その原因を確認するとともに、その原因が、低位な処遇や劣悪な就労環境、資格外活動を助めていることなどの場合は、事業者に「助言・指導」だけでなく、「受け入れ停止措置」など厳しく取り締まりをいただきたい。	富高委員
31	工業製品製造業	全般	経済産業省 (製造産業局総務課)	第二.2.(3).イ 第三.4.(3).イ P.31、33	—	【資料3-1② 工業製品製造業分野の上乗せ基準の記載について】 ○工業製品製造業分野の上乗せ基準について、特定技能制度および育成就労制度のどちらの記載においても、個別業務区分（繊維、梱包、印刷、RPF、ゴムなど）の上乗せ基準の記載がないが、記載すべきではないか。 ○第二2(3)イ⑥「特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・研修を実施すること。」とあるが、第8回資料において「特定技能外国人が育成就労で従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合に実施」とあるため、運用方針でも「必要に応じて」の具体的内容を記載すべきではないか。 ※造船・船用工業分野のように、より具体的に記載してはどうか。	富高委員
32	造船・船用工業	全般	国土交通省 (海事局船舶産業課)	第二.2.(3).④ P.63	—	【資料3-1② 造船・船用工業分野 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等】 「④特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。」とあるが、第8回資料において「多能工として必要な訓練・研修を通じたスキルアップや、いずれ管理業務に従事することを見据えた研修等を随時実施」とあるため、分野別運用方針でも「必要に応じて」の具体的内容を記載すべきではないか。（第三4(3)③育成就労制度の記載も同様）	富高委員
33	物流倉庫	物流倉庫	国土交通省 (物流・自動車局貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室)	第二.2.(1) 第三.4.(1) P.120、122	—	【資料3-1② 物流倉庫分野における業務の範囲】 物流倉庫の流通加工業務については、食品に直接触れる「食品加工」が除外されるものと認識しており、その旨、明示すべきではないか。	富高委員
34	農業	全般	農林水産省 (経営局就農・女性課)	第三.4.(3).イ P.132	—	【資料3-1② 農業分野 育成就労制度の入国後講習】 第三4(3)イ「入国後講習において「農作業安全に関する指導者」等による講習を受講させること。」とあるが、「指導者」について、例えば労働安全コンサルタントなど、「農作業安全に関する指導者」の要件を設定すべきではないか。	富高委員
35	全般	全般	制度所管省庁	—	—	分野別運用方針 第一の4には、基本方針で示されている「治安への影響を踏まえて講じる措置」、「大都市圏に過度に集中しないための措置」が記載されているが、これと同様に基本方針 第六の1に記載されている特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関、育成就労実施者に対する公租公課の支払いに関して、分野別運用方針 第一の4に記載してもよいのではないかと検討をお願いしたい。 分野、業務区分によって、受入側の事業所規模はさまざまであること、雇用形態も直接雇用、在籍型出向や派遣形態などと異なっていることから、健康保険、年金、労災保険、雇用保険などの加入形態、手続、納付方法も異なることが予想されるところである。また、特定技能外国人、育成就労外国人が、日本の保険制度についてどれほどの理解をしているかも疑問である。そのため、公租公課の支払いが適切に行われるよう、特定技能所属機関、育成就労実施者、協議会、行政機関などによる外国人に対する啓蒙、保険関係の支払いの確認、未納の場合の指導、助言などに関する記載が必要であると思われる。 ちなみに、技能実習外国人、特定技能外国人の健康保険、年金などの納付率（未納率）はどの程度であるのか、資料があれば、お示し頂きたい。	花山委員
36	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料3-2 生産性向上による人数D、国内人材確保人数Eの算出方法について示して頂きたい。	花山委員
37	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料3-2 参考資料（「令和6年4月からの受入れ見込数等」の表） 受入れ見込数を算出する際、令和5年度末までの受入れ見込数と特定技能1号在留者数（実際に受け入れた特定技能外国人人数）との差を考慮するのかを伺いたい。 大きな差がある分野については、原因を明らかにして、対応をするべきではないか。	花山委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
38	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料2：専門家会議における検討結果について（報告）】 （意見）</p> <p>外国人の受入れは、質と人数の両面で十分にコントロールされた秩序あるものとしていく必要がある。質について、育成就労制度と特定技能制度では育成就労評価試験・特定技能評価試験等で担保を図っていくこととなる。</p> <p>とりわけ、特定技能2号は永住許可申請や家族帯同も可能となる在留資格であり、秩序ある受入れの観点から早期の適正化を図っていく必要がある。他方で、特定技能2号評価試験の合格率は、低い分野で約1割、高い分野で約9割と、分野間で大きな乖離がみられる。受入れる外国人の質を十分に担保する観点から、分野横断的に技能の質を明確化し、評価の公平性・透明性を高めていくべきである。たとえば、介護福祉士国家試験や技能検定が確立されている建設等の分野の合格基準をメルクマールとしていくことが考えられる。</p>	堀内委員
39	飲食品製造業	水産加工業	制度所管省庁	—	—	<p>【資料2：専門家会議における検討結果について（報告）】 （意見）</p> <p>業務区分の切り分けが転籍制限のためと捉えられないよう、真に専門的な技能であることを客観的に示し、外国人にその技能を確実に習得させていく必要がある。水産庁からも回答があったとおり、今後、外国人人材に管理職として水産加工業を担ってもらうためには、技術を確実に習得しステップアップしていくことが不可欠である。</p> <p>このため、水産加工業の技能を測る特定技能評価試験が、真に専門的な当該分野の技能を測るものになっているのか確認する必要がある。業務区分の切り分けを合理的に説明するためにも、具体的な試験問題を含めて有識者会議の場で示していただきたい。その際には、比較検証のため飲食品製造業の試験問題も示してほしい。</p>	堀内委員
40	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料3-1③：特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応（案）】 （1頁）業務区分の切り分けに関する「今後の対応」の修文意見（赤字追記）： 『一度、同一の業務区分と整理したものの、経済社会の変化等に伴い、求められる技能が変化している等、当該業務区分内で用いる「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」では、当該業務区分内の業務の一部に対応できない場合にあつては、その一部の業務を切り出して、別の「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」に基づく業務区分として整理し直すことは、許容され得ると考えているが～～』</p> <p>修正趣旨： 今後は、新規分野の追加等において、業務区分を設定する際には、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」に基づく業務区分となっているかを丁寧に確認すべきである。 その上で、デジタル化の進展等経済社会の変化に伴い、各分野において、技能が明らかに異なる等、求められる技能が変化している場合は、業務区分の切り分けや統合等の検討を行うことがあり得る。 切り分けを行う場合は、必要な技能が異なることを示し、転籍制限を目的とした切り分けでないことを明らかにするとともに、切り分け後の業務区分間での転籍がほとんど行われていないか確認する必要がある。</p>	堀内委員
41	全般	全般	外務省 (文化交流・海外広報課)	—	—	<p>【資料3-1③：特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応（案）】 （意見）</p> <p>育成就労制度・特定技能制度では、各段階において必要な日本語能力を適正に測っていくことが制度上で位置付けられており、分野別運用方針においても「日本語能力水準」を各分野で定めることとしている。日本語能力に関する試験の構築に際しては、総合的な能力を測ることや受験機会の拡大が重要である。</p> <p>例えば、日本語能力試験（JLPT）については、受験機会の拡大や申込受付期間の延長、測定する能力の見直しを検討するよう国が働きかけるべきである。加えて、現在、日本語教育の参照枠A2レベルのみを対象としている国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）について、「書く」「話す」能力を測れるようにしつつ、特定技能2号で求められるB1レベルも早期に対象に加えることで、日本語能力の判定機会を増やす必要がある。</p>	堀内委員
42	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料3-2：特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数の算出方法について】 （質問）</p> <p>特定技能1号と育成就労1年目では、求められる技能が大きく異なる。受入れ見込数を算出する際、特定技能と育成就労の構成比をどのように算定するか伺いたい。</p>	堀内委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
43	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料1-3「特定技能制度における在籍型出向の要件（案）」に関し、①在籍出向の場合は、「複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約」が存在するものと把握されているが（この把握が在籍出向に関する一般的な理解に沿うものである）、ここでの「複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約」は、入管法2条の5にいう「特定技能雇用契約」に該当するという理解になるか。②その場合、在籍出向先にも、受け入れる特定技能外国人の間での労働契約関係の内容に応じて、同条の特定技能雇用契約に関する要件（法務省令に関する基準を含む）が適用され、在籍出向に当たっての入管法上の審査において判断されるという理解になるか、③一般労働者の場合には、在籍出向を出向元が労働者の同意を得ずに命令することの可否や要件について議論があるが、特定技能外国人を資料1-3の要件に従って出向させる場合には、本人の同意を求めることになるか。	山川委員
44	自動車運送業	全般	国土交通省 （物流・自動車局旅客課）	—	—	資料1-4「バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について」38頁の「バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）」の「上記要件（案）の実効性確保策（案）」③において、「離島・半島におけるバスの単独乗務に当たっては、自治体は、A2. 2外国人運転者の単独乗務が許容できる場合には、当該運転手が地域に溶け込めるよう、バス事業者と協力し実施する取組について記載した「協力宣誓書」を作成し、事業者に手交のうえその取組を実施する。」とある。この「宣誓」は、①どの自治体の、②誰（どのような立場・役職の者）が、③誰に対して宣誓するのかを明らかにされたい。 ①について、当該緩和対象路線が複数の自治体にまたがって所在する場合は、どの都道府県又はどの市区町村がここでいう「自治体」にあたるのか。 ②について、（①を踏まえて）当該自治体の首長（都道府県知事又は市区町村長）が「協力宣誓書」を作成し、宣誓することになるのか。 ③について、A2. 2外国人運転者に単独乗務させる事業者（特定技能所属機関）に対して宣誓することになるのか。 A2. 2外国人運転者が単独乗務する自治体と単独乗務しない自治体が存在することになること、単独乗務の緩和対象となる自治体の住民に理解を求め、周知啓発を行う必要があることから、当該自治体が各取組に協力することが対外的にも宣明されて明らかとなっている必要があると考えられる。	山脇委員

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
45	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【特定技能評価試験の今後の在り方についての意見】</p> <p>資料2「専門家会議における検討結果について（報告）」によれば、「特定技能評価試験については、ほとんどの分野で実技試験を判断等試験により実施しており、技能を正確に測る観点から検討が必要」、「海外で実施する場合も含め、製作等作業試験を実施する方向で検討すべき」との指摘があったとされている。</p> <p>実際に専門家会議の議事要旨を見ても、このような指摘が何度となく繰り返され、「現状はコスト等の問題で製作等作業試験の実施が困難であったとしても、中長期的に試験実施の改善を行うことについて、ロードマップを示すべき」との意見も述べられている。</p> <p>しかし、製作等作業試験を実施するのは、自動車整備分野（車体整備区分）、航空分野（航空機整備区分）及び林業分野のみに限られており、圧倒的多数の分野・業務区分では製作等作業試験（実地による実技試験）が実施されないこととなっている。</p> <p>1号特定技能外国人に対しては、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のもの（即戦力）が求められるとされている。また、「特定技能」は「技術・人文知識・国際業務」のような学問的素養を背景とする在留資格ではなく、個人が自己の経験の集積によって得た能力を活用する在留資格である。従って、実地による実技試験を含まないペーパーテストやC B T試験を許容するのは、特段の事情がない限り不合理である。試験方針においても、製作等作業試験を実施することが原則とされている。なお、受験資格としても実務経験は求められていない。</p> <p>このように、「特定技能1号」の在留資格は、圧倒的多数の分野・業務区分で、制度趣旨と実態に齟齬が生じたままとなっていると考える。</p> <p>特定技能1号評価試験に係る今後の課題として、どの分野についても、特段の事情がない限り、実地による実技試験も必ず行うことによって、即戦力があることを客観的に担保する試験に改善していく必要があり、制度所管庁も業所管庁及び業界団体に対してその方向で強く指導していくべきである。</p> <p>もしこのような改善ができなければ、育成就労制度の根本的な制度設計、即ち、「単なる反復作業的な非熟練労働者の受入制度ではなく、即戦力たる特定技能1号の技能水準にまで計画的に育成する」という制度の根幹を崩すことになる。また、日本における労働力の質（国内労働市場の質）の低下をもたらすことになる。</p>	山脇委員
46	造船・船用工業	全般	国土交通省 (海事局船舶産業課)	—	—	<p>資料3-1「分野別運用方針について（案）」63頁第2（3）⑥、65頁第34（3）④</p> <p>「巡回確認機関」について、「今後は協議会員から費用を徴収し、自律的な運営を行うことを検討」とあるところ、徴収する費用の試算結果を明らかにされたい。</p>	山脇委員